

2025 年3月21日

(趣旨)

三重大学(以下「本学」という。)は、基本理念とともに、研究目標として掲げる「世界に貢献する特色ある先端研究、地域に根ざしたオンリーワン研究、社会課題の解決につながる応用研究、さらに未来を拓く多様な基礎研究に取り組み、国際性と高い倫理性を備えた研究活動を行う」ことを使命としている。

この使命の具現化を目指すうえで、研究データは、社会の未来を拓くための貴重な資源であるとともに、研究の公正性や質を担保する上で重要である。

本学と社会の発展に資する研究の価値を高め、国際的な水準の研究を推進するために、研究データの適切な管理と保存、その公開によって利活用促進の重要性を認識し、本学における研究データ管理・公開ポリシー(以下「ポリシー」という。)を以下のとおり定める。

【解説】

近年、データ駆動型科学が広く進展し多様な成果を生み出す中で、その中核ともいえるオープンサイエンスの推進が肝要とされている。一方、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

本ポリシーは、三重大学の理念のもと、オープンサイエンスの流れ(学術情報の共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等)に対応し、本学における研究データの管理と保存、その公開及び利活用についての方針を定めるものである。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

【解説】

(1-① 研究データ)

- 研究データとは、研究活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。
- 研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」等がある。
- 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者等が、本学における研究活動(本学の研究設備・機器を使用する研究や共同研究等)を通して収集または生成したデータも含まれる。
なお、個別のプロジェクト等における研究データについては項目「3-③他機関の研究者との共同研究データの取り扱い」を参照
- 学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

(1-② 他機関在籍時の研究データ)

- 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、在籍していた機関と合意し、研究者自身で保管場所を用意したうえで、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(1-③ メタデータ)

- 研究データには、データを説明するデータ(メタデータ)を付与する。メタデータの必要項目については、令和 3 年 4 月 27 日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」を参照することが望ましい。

参考:「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (common_metadata_elements.pdf)

[参考]

データは無体物であり、民法上、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とはならないため、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない。(民法 206 条、同法 85 条参照)そして、知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合についても限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになる。

『AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 ―データ編―』、経済産業省、2019/12/09、p.14

(<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>)

(研究者の定義)

2. 本ポリシーが対象とする研究者は、本学の教職員、研究員、学生など、本学において研究に携わる全ての者をいう。

【解説】

(2-① 研究者)

- 本学における研究者とは、本学の役員、教員、学生その他の本学において研究活動に携わるすべての者をいう。
- 研究者とは、本学における研究活動を主体的に担う者であり、事務職員等の事務的に支援する者は該当しない。

(研究者の権限と責務)

3. 研究者は、法令や関係する学内外の規則、倫理的要件に従い、自らが収集または生成した研究データを適切に管理する権限と責務を有する。

【解説】

(3-① 研究データの管理)

- 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研

究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

- 本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、以下の活動をさす。
 - (1) 研究データ管理計画(DMP)※の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正
 - (2) 研究中の研究データの適切な保管・利用
 - (3) 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長、及び保存・廃棄の適切な実施
- 上記(3)については、分野特有の規定や慣例がある場合は、部局の実施要領等に定めることとする。
- 研究代表者(PI)は、所属する研究者が生成、収集した研究データについて、研究者と同様に、研究データを適切に管理する権限と責務を有するものとする。

[参考]

※研究データ管理計画(データマネジメントプラン・Data Management Plan)

研究プロジェクト全般を通じて「研究データをどのように整理・管理していくか?」についての事前方針や、研究プロジェクトの終了後、研究データを長期保存・管理するために「研究データの寄託先や諸条件をどうするか?」などをあらかじめ決定し、その詳細を記述・宣言しておく文書(Formal Statement)のこと。(CODATA 用語集より)

研究領域や助成団体によって、記述を求められる項目は異なるが、プロジェクト名、データの名称、掲載日・掲載更新日等のメタデータの共通15項目等について、研究開始から終了までの計画書作成を求められる。共同研究では参加者間での認識共有が必要で、研究の進捗に応じて適宜更新する。(国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会『データ・マネジメントプラン(DMP)について』より)

参考:「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目(common_metadata_elements.pdf)

(3-② 権限と責務)

- 研究データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令、本学の規程及びその他関係規則上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合(例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合)には、それらを害してはならないという制約を受ける。また、共同研究等において締結される契約等において、データ管理に関する規定がある場合、それを遵守する必要がある。

[関係規程等]

- ✓ 三重大大学の科学研究における行動規範
- ✓ 三重大大学における公正研究の基本方針
- ✓ 三重大大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程
- ✓ 研究資料等の保存に関する指針
- ✓ 三重大大学における公的研究費の管理・監査の基本方針
- ✓ 国立大学法人三重大大学公的研究費不正防止に関する規程

✓ 国立大学法人三重大学共同研究規程 等

(3-③ 他機関の研究者との共同研究データの取り扱い)

- 複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。また、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権限と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。
- 他大学等の所属であっても、本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合、ここでいう研究者に含まれるかどうかは、資金配分機関が求める条件等を勘案し、研究代表者が決める。
- 各種制度に基づいて受入れた（雇用関係のない）研究員、招聘研究者については、システムの利用可否など研究環境が一樣でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。

(3-④ 他機関への転出・退職の場合)

- 研究データの管理に関する権限と責務を有する研究者の他機関への転出においては、転出前後において研究データの価値が失われないように本学の所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。
- 研究データの管理に関する権限と責務を有する研究者の退職にあたっては、退職後も研究データの価値が失われないように本学の所属組織の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

(研究データの公開)

4. 研究者は、研究分野の特性を考慮し、法令、本学の規程その他規則の範囲内において、可能な限り研究データを社会に公開し、その利活用を促進する。

【解説】

(4-① 研究データ公開の考え方)

- 「研究データの公開」に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられる。本学は総合大学であり、研究分野及び研究者が多様であることから、研究データの公開に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における指針等（関係学会等が規定する方針等）を踏まえ、研究データの公開を実施する。
- 公開の際は、本学においてさらに優れた研究成果を創出することを可能とするために、研究分野の特性や研究データの性質等を考慮し、適切な公開の時期及び最適な公開方法、利用条件を決定する必要がある。具体的には、以下のような事項について検討・決定を行う。
 - a. 適切な公開時期
契約等に基づくエンバゴ期間（時限非公開期間）、あるいは戦略的なエンバゴ期間の設定等
 - b. 公開の範囲
非公開/関係者との共有/制限公開（例：学内のみ、申請者のみ）/一般公開

- c. 公開先
公開するリポジトリ等の選択。リポジトリは機関リポジトリや分野リポジトリ等、研究分野の慣行に併せて選択すること
- d. 利用に関する条件・手続き
二次利用の可否・商用利用や加工の可否等に係るライセンス表記。申請・許諾を必要とする場合の手続き方法
- e. その他の条件（利用許諾契約の要否、研究データを利用して創出された研究成果の扱い等）
- 特に公開をすすめるべきデータには以下のものがある。
 - (1) 論文のエビデンスとなるデータ
 - (2) すでに何らかの形で公開されているデータ（印刷体の出版物やオンラインデータベースの元データなど）

※ただし、公開しても問題ないかどうかは、公開する際に改めて見直すこと。
- 研究データの公開については、可能な限り FAIR 原則による公開を目指すものとする。
（参考） FAIR 原則
FAIR (Findable= 見つけられる、Accessible= アクセスできる、Interoperable = 相互運用できる、Reusable= 再利用できる)
"FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).
<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

（大学の責務）

5. 本学は、研究者が行う研究データの管理、公開及び利活用を推進する環境を整備し、支援する責務を有する。

【解説】

（5-① 大学が支援する環境整備）

- 本学が研究者に提供する支援環境として以下が考えられる。
 - (1) 研究データを管理するシステムを提供する。
 - (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
 - (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
 - (4) 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
 - (5) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
 - (6) 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

（5-② 適切な研究データの公開）

- 本学は、『公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方』に則り、本学研究者の国際的な研究プレゼンスを高め、学術研究における研究データの利用可能性を高めるため、本学研究者による研究データの利活用を促進し、その公開を支援する。適切な研究データの公開は、学術研究及び研究者にとって、以下の点で有用である。
 - (1) 公開のための確認作業により、データの品質を高めることができる。

- (2) 公開基盤に登録する際、付与する「メタデータ」や「識別子」により、研究成果の可視化と探索性の向上（例：インターネット上で、他の研究者から見つけられやすく/人目につきやすくなること）が見込める。
- (3) 公開されたデータは、世界中で他の研究者から引用・共有・再利用され、新たな学際研究や国際共同研究などの可能性を生み出す。これらにより、新たな研究者による公開データの利活用が活性化することで、研究コミュニティの拡大が期待できる。

(ポリシー見直し)

6. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

【解説】

(6-① ポリシー見直しの必要性)

- 研究データの管理、公開及び利活用に関しては、データ管理に関わる国の方針や社会、研究状況の変化に応じて、本ポリシーについても常に見直しが必要とされる。

以上